

ボイラー等の開放検査周期認定要領の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第41条第2項並びにボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号。以下「ボイラー則」という。）第38条第1項及び第73条第1項において、ボイラー又は第一種圧力容器の検査証の有効期間（1年間）の更新を受けようとする者は、登録性能検査機関が行う性能検査を受けなければならないこととされている。
- ボイラー則第40条第1項及び第75条第1項の規定により、原則として、ボイラー及び煙道又は第一種圧力容器を冷却し、掃除した上での性能検査（以下「開放検査」という。）を受けなければならないが、所轄労働基準監督署長が認めたボイラー及び煙道又は第一種圧力容器については、冷却及び掃除をしない状態で性能検査を受けることができる。
- 冷却及び掃除をせずに性能検査を受けることができるボイラー及び煙道並びに第一種圧力容器の労働基準監督署長による認定に係る要件、手続等については、令和3年3月29日付け基発0329第8号「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について」の別紙「ボイラー等の開放検査周期認定要領」（以下「認定要領」という。）において、開放検査を受ける周期（以下「開放検査周期」という。）の区分ごとに定めているところであり、当該認定を受けることで、開放検査を受けたのち開放検査周期に相当する期間内に受ける性能検査は、冷却及び掃除をしない状態で受けることができることとされている。
- 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）においては、法の規制対象であるボイラーについて、「検査周期を設備の状態により管理する手法（CBM）や事業主による自主的な検査の導入に向け、適用可能な技術の把握やその信頼性の担保といった技術的課題、必要となる組織体制や客観性等公正さの担保といった体制的課題について、2021年度中に対応を検討し結論を得る」とされたことを受け、専門家による検討を行い、今般、高度な安全管理の実績を有していること等を条件に、開放検査周期が12年超となる認定区分を導入することが可能である等の結論が得られた。
- また、令和5年3月にはボイラー則の一部改正を予定しており、当該改正により、高度な安全管理等が行われていると所轄労働基準監督署長が認めたボイラー等については、当該ボイラー等に係る性能検査を受けようとする者が、登録性能検査機関等への申請に際し、自主検査の結果を明らかにする書類を提出することができることとなる。上記の成長戦略フォローアップを踏まえた専門家の検討においては、性能検査の申請に当たって自主検査の結果を提出できることとなる高度な安全管理等が行われているボイラー等として、開放検査周期の区分が12年超であるボイラー等を指定することが妥当である等の結論がなされた。
- これらを踏まえ、認定要領を改正し、開放検査周期を12年超とする認定区分に係る要件、手続等を定め、都道府県労働局長宛て通知することとする。

2 改正の内容

- 開放検査周期の区分に「12年超」を追加し、当該区分に係る認定の要件、手続等を定める。
- 開放検査周期12年超の区分の認定を受けた者は、性能検査の申請に当たり、自主検査の結果を登録性能検査機関又は所轄労働基準監督署長に対し提出することができることとする。

3 根拠条項

- 法第41条第2項
- ボイラー則第40条第1項、第75条第1項等

4 適用期日

通知の日